

許せません！ 所得税法第56条

業者婦人の働き分を認めない 差別的税制

個人事業者の配偶者や子どもは、
働く者の当然の権利を奪われています。
これっておかしくないですか？



「事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない(条文趣旨)」という内容で、配偶者や子どもはタダ働き。事業主の申告時、配偶者は年に86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるのみです。

「個人の尊厳と両性の平

所得税法 第56条

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該事業から受ける対価は必要経費に算入しない。この場合、支払を受けた対価の額及び対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、計算上ないものとみなす。

所得税法第56条は、「個人事業者と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない」規定です。配偶者や家族の働き分を、事業主の所得に合算することを押し付けています。



その発想は、明治20年に制定された所得税法の第1条但し書き「同居ノ家族ニ居スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」にさかのぼります。戦前の家父長制度で、家長に絶対的な権力を持たせた「家」制度によっています。

敗戦の反省に立ってつくられた日本国憲法は、「家族における個人の尊厳と両性の本質的平等」(24条)をうたい、「家」制度は廃止されました。

*

税制の民主化も進められ、シャープ勧告(1949年)により、家父長制的「世帯合算課税」の多くは、民主的「個人単位課税」

(右ページに続く) ↗

世界の例

「家族従業者の賃金は経費」が世界の流れ

アメリカ	家族従業者であると否とを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認める
イギリス	事業目的のために行われたものについて、事業上の経費として控除を認める
ドイツ	事業経費として支払われた金額をすべて控除するのが原則
フランス	家族従業者に対する報酬は、損金または必要経費として控除が認められる(※)
韓国	従業員には配偶者・扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費と認められる
オランダ	家族従業員への賃金は控除可能
日本	配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない

※配偶者給与には一定の制限あり

国立国会図書館調べ(2006年10月23日)

等」に反する差別的税制

に改められました。勧告は「同一の生活水準、同一の担税力水準にある納税者より高い税率で課税する不公平な制度である。したがって、合算課税制度を廃止して個人別に課税するよう改める」と指摘しました。

しかし、**個人事業者には、民主的家族制度が十分に定着していないことを理由に、制限措置を残しました。**所得を恣意的に分割したり、報酬をつり上げたりして、不当に税逃れをしようとする『要領のよい納税者』がおり、その『抜け道』を封じるためとされました。

所得税法第56条はこうした経緯により、「事業から対価を受ける親族のある場合の必要経費の特例」として設けられたものです。

*

その後、所得税法第56条の必要について、課税当局は、もともとわが国の中小業者は、家族全体の協力で成り立つものが多く、「①企業と家計とが十分に分離さ

れていない、②生計を1つにする親族に対して給与を支払う慣行がなく事業から生じる所得は事業主が支配していると考えた方が実情に即している、③このような給料を必要経費に認めると租税回避の手段として利用される恐れがある」(北野弘久編「現代税法講義」)などを繰り返し主張しています。

所得税法第56条はそもそも差別的税制ですが、後のページで見るように、その後の税制改正などにより、**課税当局の主張に、もはや所得税第56条を合理化する理由はなくなっています。**

*

裁判でも、個人の権利意識の高揚、個人事業の実態変化などにより、立法の前提は変わってきていると、指摘されています(東京高裁1991年5月22日)。

所得税法第56条は、速やかに廃止されるべきです。

●政府も「所得税法第56条の廃止」に言及

与謝野馨財務大臣が、所得税第56条の廃止について、「研究する」と答弁。(2009年3月)

財務省が「56条は本日の意見を参考に研究していきたい。事務方も検討作業に入る」と回答。(2009年6月 全婦協の交渉)

藤井裕久財務大臣が「廃止についてしっかり検討していきたい」と答弁。(2009年11月)

内閣府男女共同参画局・岡島敦子局長が「56条は世帯主義。廃止が困難打開の一步になると理解する」と回答。(2010年2月 全婦協の交渉)

峰崎直樹財務副大臣が「家族従業者の対価をどうするか考えたい」と答弁。(2010年3月)

直嶋正行経産大臣が「56条は見直す意義がある。政策は省庁で横断的に実行したい」と答弁。(2010年3月)

56条は 廃止すべき!

1

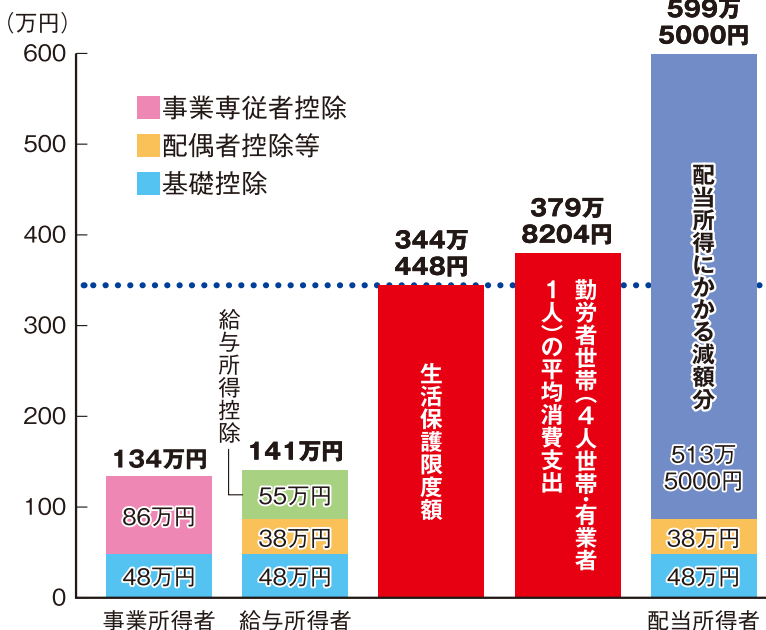
家族経営への偏見、 地域振興の妨げ



家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって、地域社会を豊かに支えています。全国の民商婦人部が取り組んだ、「全国業者婦人の実態調査」(2022年・回答数8,244人)でも、「お客さんに喜んでもらえる」(42.9%)こと、「年齢に関係なく働ける」(45.7%)ことを、多くの業者婦人が自営業のメリットだと評価しています。積極的に地域活動に参加し、コミュニティの絆を育む地域貢献をしています。

全商連が策定した「日本版・小企業憲章(案)」(2011年7月10日)では、家族経営そのものが地域貢献につながると積極評価し、共感を広げています。同時に、「自営業は勤労世帯でありながら自家労働を認めない税制のもとで、課税最低限はもっとも低く、申告形態も記帳によって差別され、家族の働き分さえ経費に認められていません」と告発し、家族経営の振興のため、差別的税制をなくすよう求めています。

生活費にくいこむ重税(4人家族)



業者婦人や子どもたちの働き分を税法上、必要経費と認めない所得税法第56条は、家族経営に対する差別と偏見であり、業者婦人や子どもたちの役割を否定し、その地位を低下させています。

最低生活費にくい込む税負担が、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げるという点からも、所得税法第56条は廃止されるべきです。

注) ※配偶者については、事業所得者では事業専従者控除、他の所得では配偶者控除。いずれも夫婦と子ども2人の場合 ※生活保護限度額は1級地1号(夫40歳/妻38歳/第1子14歳/第2子12歳)の基準による。住宅扶助と児童加算を含む ※消費支出は総務省「家計調査」(2021年)より算出

56条は 廃止すべき! 2

誰もが記帳する時代 家族経営差別の 根拠は崩れた



所得税法第56条が必要な理由に、「企業と家計とが十分に分離されていない」ことが言われます。しかし、同じ個人事業であっても、青色申告を選択した場合には、所得税法第57条により、特典の1つとして、給料を必要経費とすることを認めています。特典により格差を設けた課税当局の狙いは、申告納税制度のもとで、帳簿書類を基礎とした正確な申告を徹底させることにありました。

「青色申告にすれば」と 言われますが？

青色申告は税務署長が条件付きで一部経費を認める「特典」で、いくつもの義務が課されます。税務署長の裁量で取り消されることがあり、家族一人ひとりの働き分を認めたものとはいえません。申告の仕方によって、実際の家族の働きを否定することは、「すべて国民は、法の下に平等であつて、…政治的、社会的又は社会的関係において、差別されない」（憲法14条）という理念に反します。白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態に関わらず、家族一人ひとりの働き分は、必要経費と認めるべきです。

課税当局はその後、白色申告者でも、年間所得が300万円を超える場合に記帳を義務付けました。その年の政府税制調査会答申(1984年)は、一般の納税者に対して記帳義務を課してもこれに耐え得るほど記帳慣行が定着してきたと、自賛しました。

2014年1月からは、すべての事業者には、記帳が義務付けられています。課税当局が「正確な申告の徹底が必要」という立場から、白色申告と青色申告に格差を設けて、白色申告者に家族の働き分を必要経費として認めない差別を続ける理由はなくなっています。所得税法第56条は廃止すべきです。

鉄板焼き
長野県

田中恵子
さん



鉄板焼きの仲間は、夫を専従者として店をやっていますが、夫が交通事故に遭い、保険から専従者控除分だけの保障しか受けられないことが分かりました。2人で必死に働いているのに、たったそれだけ…。56条ははまだ消えない差別的な法律です。国へ廃止の意見書を提出するよう求めて請願し、長野県では半数以上の自治体で採択させています。

56条は 廃止すべき!

3

働き分への 正当な評価と 適切な報酬を



所得税法第56条が必要な理由に、「租税回避の手段として利用される恐れ」「家族内の恣意的な所得分割の恐れ」が指摘されます。租税回避とは、「不相応な方法又は異常な形式により多額の租税を軽減」することであり、家族が働いた分の報酬を、認めない理由はありません。働き分を経費に認めることは、業者婦人が自立して生きるための基本的な要件です。

家族経営に家族合算課税を強いる所得税法第56条は、「すべて国民は、個人として尊重される。…公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(憲法13条)という理念に反します。家族の働き分を認めな

い所得税法第56条は、配偶者と家族の当然の働き方をゆがめるという意味で、「職業選択の自由」(憲法22条)に対する侵害とも言えます。家族の正当な働き分を否定する税制は、「財産権の保障」(憲法29条)を犯しているとも言えます。

「租税回避」「恣意的所得分割」については、現に所得税法第57条が、青色申告において必要な経費に算入できる金額を規定し、恣意的な所得分割を防いでいます。このような規定で、恣意的な所得分割を防ぎながら、家族の働き分を経費に認めることは可能です。

所得税法第56条は必要ありません。

メガネ店
神奈川県

五十嵐マリ子
さん



夫は丁寧な仕事でお客さんを大事に、メガネ店をやっていました。今は息子が継いでいます。私は若いころから勤めており、給料をもらっていました。途中で退職し、夫を手伝うようになって「私の働き分は?」と戸惑いました。1人の人間としての権利もないのです。

塗装業
千葉県

星野シゲ子
さん



夫の塗装業を息子が継いでいます。でも、税法上の給料が認められていないことは親の仕事が子どもが受け継ぐのを難しくします。配偶者の私もそうですが、息子の問題に直面して、本当に理不尽な税法だと怒りていっぱいです。

56条は
廃止すべき!

4

男女格差を 助長する女性の 無償労働は解消を



国際的にも大きい日本の男女格差。「世界経済フォーラム」(2023年)による男女平等の度合いを示すランキングで日本は、世界146カ国のうち125位です。政治と経済分野での遅れが目立ちます。

56条の根底にある家父長制にしばられた考え方と女性の賃金は家計補助的なものだから低くても構わないという考え方が放置されてきたことが問題です。働き分を正當に認めさせることは、雇用の有無に関わらず、働く女性が一人の人間として、普通に暮らしていける労賃を保証させる土台となるものです。

所得税法第56条が必要な理由に、「親族に給与を支払う慣行がない」ことが指摘

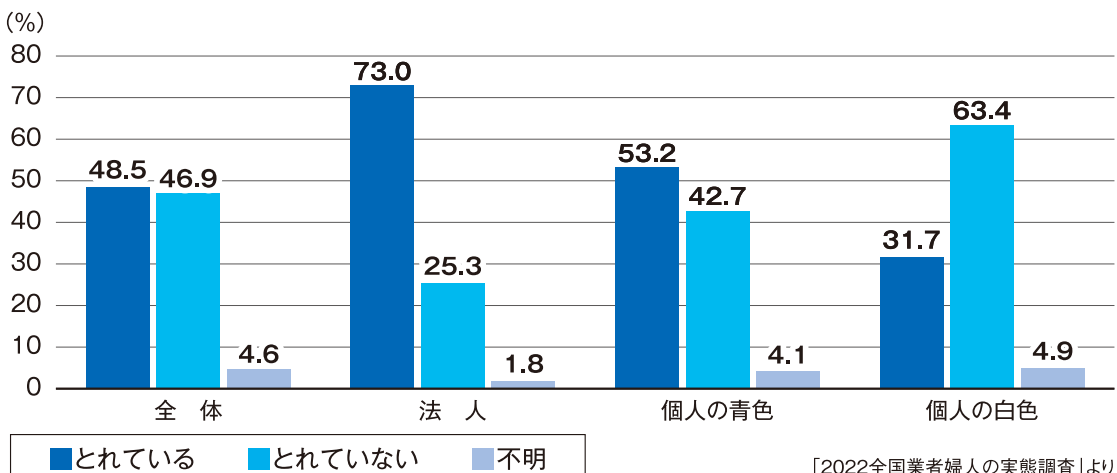
されますが、家族一人ひとりの豊かな生活を保障する立場からは、働き分に給与を求めることは自然な考え方です。税制の上で業者婦人に無償労働を押し付け、男女格差を助長しているのが所得税法第56条です。

2016年3月、国連の女性差別撤廃委員会の勧告では、56条が人権を侵害し、経済的自立を妨げる差別法規であると指摘しています。

2017年11月には、日本弁護士連合会が、56条及び57条を見直す意見書を公表しました。

人権無視の差別制度を放置せず、所得税法第56条を早急に廃止すべきです。

家業で働いた分の報酬(給料)が取れているかどうか



「2022全国業者婦人の実態調査」より

自治体に広がる「所得税法第56条廃止を」の声

所得税法第56条廃止の意見書を採択した自治体一覧
(2023年12月18日現在571自治体)



女性差別撤廃委で56条審議

2024年10月にスイスのジュネーブで国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の日本報告審議が予定されています。CEDAWは、1979年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」に基づいて設置された国際機関です。条約実施状況を審議し「総括所見」を発表、勧告を行います。

所得税法第56条の問題は、2009年の審議で初めて取り上げられました。全商連婦人部協議会(全婦協)が日本婦人団体連合会や日本女性差別撤廃条約NGOネットワークとともに提出したレポートに対する質問がきっかけになり、国連の場で56条の理不尽さを明らかにしました。

16年の総括所見では日本政府に「所得税法の見直し」が勧告されました。所得税法が個人事業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることに懸念が示されています。

この勧告を機に、民商婦人部は決意新たに国会請願署名に取り組みました。地方議会の意見書採択は571自治体に広がっています。財務省は、記帳水準と家族従業者の人権をてんびんにかけるかのような回答を繰り返していますが、人権侵害は許されるはずもなく、これを押し返す運動が必要です。

広範な女性たちとの共同行動を強めることが大切です。家族従業者の「働き分が認められる」ことは労働が正しく評価され、女性労働者への不当な賃金差別の是正につながります。「国民健康保険に傷病・出産手当を」はフリーランスで働く女性にも共通する要求です。人間らしく生き、働くための労働条件や社会保障制度の確立に向けたルールを国際水準にまで引き上げることが強く求められます。CEDAW審議は国際的な視野から差別撤廃と女性の地位向上の運動の新たな可能性を広げる絶好の機会です。この審議の傍聴とロビー活動のため、全婦協の代表派遣を行います。

業者婦人の切実な要求を国・自治体に働き掛け、56条廃止の意見書採択を広げる国内の取り組みを強めています。

全商連婦人部協議会

東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03(3987)4391

fujin@zenshoren.or.jp

http://www.zenshoren.or.jp